

## 第 82 回(令和 5 年度)全国産業安全衛生大会

～名古屋の地で掲げよう 安全・健康の旗印～参加報告(その 1)

9月27日から3日間、「全国産業安全衛生大会」が8年ぶりに愛知県名古屋市のポートメッセなごやにおいて開催されました。

本大会には約10,000名を超える方々が参加されました。全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の労働安全衛生の課題に対応した特別講演、パネルディスカッション、愛知県独自の試みである愛知県下の各労働基準協会の職員が共同して上演したパワハラ防止の労働劇など演目は盛りだくさんで、その一つ一つが充実した内容であり、今後の職場における安全衛生活動に有用な情報を得たことと思います。

このほか、現地開催プログラムとは異なるオンライン限定プログラムもあり、9月27日から10月13日までの期間行われました。

伝統を受け継ぎながらも新たな工夫を重ねる大会であったと言えます。

今月号では、「参加報告(その1)」として初日の総合集会第1部の模様をお知らせします。



開会式

### 第 1 部 1 開会式

全国から関係者が集い、ポートメッセなごや第1展示館において、開会式が催されました。

式場には宮崎正久厚生労働副大臣をはじめ、室伏広治スポーツ庁長官、大村秀章愛知県知事、各労働災害防止団体の代表の皆様が来賓として登壇されました。

また、主催者側として、開催地の労働基準協会を代表して西村司愛知労働基準協会会長をはじめ、中央労

- ◆ 第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会 …………… 1
- ◆ しごとより、いのち。ご自身の労働時間を見つめ直しましょう …………… 8
- ◆ 東京衛生管理者協議会令和5年度第1回研修会開催 …… 4
- ◆ 「過重労働解消キャンペーン」を実施します …………… 10
- ◆ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です ……… 7
- ◆ 精神障害の労災認定基準が改正されました …………… 15

働災害防止協会の十河英史副会長(当連合会会長)、山本万平副会長、竹越徹理事長、吉永和生専務理事が登壇されました。

国歌斉唱後、この1年間に労働災害により亡くなられた方々を追悼して黙禱を捧げ、中央労働災害防止協会副会長西村司氏の開会の辞に続いて、十倉雅和中央労働災害防止協会会長がビデオメッセージで大会式辞を述べられました。十倉会長は、

「3年半にわたりましたコロナ禍を乗り越え、ポストコロナ時代を迎えている一方で、ロシアによるウクライナ侵略が長期化し、厳しさが続く国際情勢のもとで、我が国も多くの企業が有形無形の影響を受けています。そのような状況下でも、企業活動を通じた貢献により日本経済の成長が支えられておりますのは、皆様方の日々のご努力とご苦労のおかげにほかなりません。心からの謝意と敬意を表したいと思います。

一方、国内の労働市場に目を向けますと、少子高齢化、人口減少社会の到来や、産業構造、就業構造の変化、働き方の多様化など、長期的な社会環境の変化の波を迎えております。とりわけ、人手不足の問題は深刻であり経済のみならず、働き手の安全や健康に対する問題が生じてはいないだろうかと懸念をしているところです。このような中において、直近の労働災害発生状況を見ると、死亡者数は過去最少となりましたが、昨年の休業4日以上死傷者数が過去20年で最多を記録しました。近年では、建設業や製造業、運送業を中心に熱中症による死傷者が急増しているとの指摘も聞かれます。職場における安全衛生の取り組みはいまだ道半ばと評価せざるを得ません。

今年度は、厚生労働省が公表しました第14次労働災害防止計画の初年度にあたります。新しい5か年計画では、安全衛生対策に取り組むことが事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとして、事業者による自発的、主体的な取り組みの必要性を訴えております。

社会経済が複雑化する中、人生100年時代においても、誰もが健康で生きがいを感じながら働き、生活することができる社会を実現するために、労働災害ゼロの実現を目指すことが、普遍的な価値を持つものであることは論をまちません。

企業をはじめ全ての関係者は、どのような状況にあっても労働災害の防止に全力を尽くすとともに、働く方々の心と体の健康づくりに取り組むことが求められています。

本大会は、国内最大の安全衛生に関する経験の共有、交流、研鑽の場であり、事業場における安全衛生についての最新の活動や改善事例の発表のほか、安全衛生に関する様々な課題に対応した講演やシンポジウムなど、安全衛生の第一線で活躍されている皆様に大いに役立つ多数のプログラムを用意しております。加えて、人手不足問題等社会の変化に対応し、2022年度からはデジタルトランスフォーメーション等分科会を開催するなど、時代の変化に対応したバージョンアップを重ね、開催してきたところです。ここ名古屋の地で、関係者が参集し、知恵を結集できる機会を持つことは大変貴重なものと考えております。

本大会の成果を、皆様方の職場に持ち帰っていただき、それぞれの職場で働く方々の健康と安全を向上させ、これにより皆様方の活動基盤の強化につなげていただきますようお願いを申し上げます。」と結ばれました。

祝辞として、宮崎正久厚生労働副大臣及び室伏広治スポーツ庁長官、大村秀章愛知県知事、河村たかし名古屋市長からご挨拶をいただきました(名古屋市長はビデオメッセージによる。)。その後、開催地の労働基準関係団体を代表して愛知労働基準協会副会長山崎聡志氏の挨拶がありました。

## 2 表彰式

開会式の後、表彰が行われました。

中央労働災害防止協会会長賞は、半世紀にわたり安全を経営の柱としてトップリードで独自の安全基準・安全活動を推進するとともに、労働安全衛生マネジメントシステムに基づく管理体制をグループで早期に確立させるなどが評価され「株式会社デンソー」様、従業員一人ひとりの安全衛生と健康が経営基盤となることを企業トップの方針とし、安全体感教育を推し進めたことが評価され「株式会社明電舎」様が、それぞれ受賞されました。

顕功賞は、長年にわたり多くの産業医や産業保健専門職を育成するとともに愛知県における職場のメンタルヘルスケア活動の推進に尽力されていることが評価され齊藤政彦氏(大同特殊鋼株式会社統括産業医/産業医科大学産業衛生教授)、長年にわたり産業衛生学の研究と人材育成に従事し、時代の要求に応じた新たな活動領域を切り開くとともに、日本産業衛生学会理事長として学術領域をリードされていることが評価され森見爾氏(産業医科大学産業生態科学研究所教授/公益社団法人日本産業衛生学会理事長)が受賞されました。

次に緑十字賞の表彰が行われました。この表彰は、長年にわたり、我が国の産業安全または労働衛生の推進に尽力され、その功績が極めて顕著な方などに対して行われるものです。

産業安全部門関係で38名、労働衛生関係で23名、産業安全及び労働衛生関係で29名と4件、以上90名と4件の皆様が受賞されました。

表彰式の後、大会宣言を山本副会長が発表し、参加者の拍手をもって採択されました。

この後、中央労働災害防止協会理事長竹越徹氏のゼロ災害運動50周年記念講話が行われました。

これまでのゼロ災害運動の歩みを紹介し、マイナスからゼロ災害を目指すだけでなく、健康づくりや働きがいの向上というプラスの視点を取り入れていこうという新たなゼロ災害運動の提唱がありました。

(以上大会初日第1部)



表彰式

### 大会宣言

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少してきた。二〇二〇年からの新型コロナウイルス感染症拡大の中、増加に転じた労働災害による死亡者数については、本年は前年より減少した。しかし、休業四日以上以上の死傷災害については、第三次産業を中心に近年増加傾向にある。転倒災害や墜落・転落災害など作業行動に起因する災害も中高年層で増加している。労働者の健康をめぐっては、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスを抱える労働者の増加や、働き方の変化の影響について注視していく必要がある。また、化学物質による健康障害の防止対策や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立は、引き続き大きな課題となっている。

将来の予測の困難な現代において、安全衛生活動を推進し、諸課題を克服していくためには、DXに代表されるイノベーションをハード・ソフト両面で取り入れ、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応しなければならない。

労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。そのために、国、事業者、労働者等全ての関係者が、本年度を初年度とする第十四次労働災害防止計画に掲げられた重点事項を確実に実施することが重要である。

本大会は、企業の、さらには業種の垣根を越えて、全国の関係者の参集の下、最新の情報を共有し、学び、交流する場である。ゼロ災害全員参加運動の強力な推進を決議してから五十年という節目の年である本年、ここ名古屋の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たに、関係者が一丸となって取り組むことを誓う。

右、宣言する。

令和五年九月二十七日

第八十二回全国産業安全衛生大会

# 東京衛生管理者協議会 令和5年度第1回研修会開催

東京衛生管理者協議会(会長 吉川智明：イーグル工業株式会社業務本部副本部長)の令和5年度第1回研修会が、令和5年9月5日(火)に会員他78名の参加により開催されました。

今回の研修会は、会員の希望を踏まえ、会場となる(公社)東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部4階ホールでのリアル参加(39名)とWEB会議システムによる参加(39名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

研修内容は、「最近の労働衛生行政の動向」、「エイジフレンドリー職場を作るには～高齢労働者の安全と健康確保に向けて～」、「健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～」の3講演で開催されました。

## 第1部 「最近の労働衛生行政の動向」

第1部は、東京労働局労働基準部健康課健康課長 長澤英次様から、全国労働衛生週間実施要項の概要を説明いただきました。また、その背景にある近年の労働衛生行政の動向に関しては、東京労働局管内の動向も併せて説明いただきました。

### 労働衛生週間の概要

2023年の全国労働衛生週間は「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンの下、「ころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指して取り組みを行います。

2023年全国労働衛生週間の実施要項の趣旨のキーワードは下記の13点です。

#### 1) 高齢化の進行により一般健康診断の有所見率上昇

労働力人口に占める65歳以上の割合は年々増加傾向にあり、定期健診結果から見た有所見率も増加傾向にある。

#### 2) 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加

疾病を抱えた状態で働いている方が日本の労働人口の約3人に1人の割合であり、年々増加傾向にある。疾病の中でも高血圧や糖尿病、脂質異常は割合が大きい。

#### 3) 女性の就業率が上昇 働く女性の健康問題への対応

女性就業率は年々増加傾向にあり、女性特有の病気や健康障害を考慮して、会社としても対応をしていかなければならない。

#### 4) 中高年齢女性を中心に転倒などの行動災害 高い発生率

男女ともに転倒災害などの発生が多くなっており、中でも30歳未満の若年層と65歳を超える高齢層の転倒災害は非常に多い。転倒は高齢になるほど労働災害発生率が上昇するが、高齢の中でも男性より女性の方が発生率は高い。

転倒による災害は骨折や関節を痛めることが多く、比較的休業日数も長くなる傾向にあり労働損失に繋がりやすい。転倒予防に努めていく必要があるが、設備的な対策だけでなく、運動習慣確立などの労働者自身による転倒しにくい身体づくりも重要である。

#### 5) 高齢労働者の安全と健康確保の推進(エイジフレンドリーガイドライン)

エイジフレンドリーガイドラインが令和2年3月に公表されている。



東京労働局健康課  
長澤課長

高齢労働者の就業が進む中で、高齢者による労働災害を未然に防ぐことが重要。

エイジフレンドリーガイドライン普及の為に、中小企業事業者向け補助事業(エイジフレンドリー補助金)もあり、転倒防止対策としての活用だけでなく、熱中症予防対策などにも幅広く活用できる。設備面での対策だけでなく、人の面での対策にも活用できるため、両面で対策を行うことが重要。

#### 6)労働者の健康管理や治療と仕事の両立支援の推進

治療をしながら仕事を行う方が増えている為、会社としても支援をしなければならない。両立支援のガイドラインも平成28年に公表(令和5年3月に一部改訂)されている。

#### 7)過労死等事案の労災認定件数増加

過労死等事案の労災認定件数が依然として多い。過労死等の労災補償状況については公表もしているが、請求件数と支給決定件数ともに増加している。

#### 8)精神障害による過労死事案の労災認定件数過去最多 メンタルヘルス対策をさらに強化

過労死の事案として脳心疾患・精神障害は多くあげられる。脳心疾患は減少傾向にあるが、精神障害は増加傾向にあり、直近令和3年度のデータは最多である。

#### 9)産業医の選任義務のない小規模事業場での健康確保対策の推進

小規模事業場(50人未満の事業場)ほどメンタルヘルス対策が低調であり、健康確保に向けた対策が不足しがちである。メンタルヘルス対策に取り組みていない要因として、取り組み方がわからないことや専門スタッフの不在が挙げられている。

#### 10)特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策強化 化学物質管理に関する法令改正を順次実施

危険有害性のある物質全てリスクアセスメントの対象として、事業場で対策を行っていく事が必要となった。リスクアセスメント対象物は年々増加していくが、令和8年までに約3000物質となる見込みである。

#### 11)職業がんの労災補償の新規支給決定者増加

石綿を中心とする職業がんの労災補償の支給決定者が年間約1000人となっている。石綿含有建材の解体工事が増加傾向にあり、2030年頃ピークを迎えると想定されている。石綿含有の事前調査や曝露防止対策を行う事で、今後の健康障害を防いでいく必要がある。石綿障害予防規則の法改正もあったが、石綿が含有しているかを有資格者「建築物石綿含有建材調査者」が事前に調査し、調査結果に基づいた管理を徹底していくことが必要になっている。

#### 12)第14次防労働災害防止計画の8つの重点の推進

- ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦労働者の健康確保対策の推進
- ⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進

第14次労働災害防止計画より2種類の指標(アウトプット指標とアウトカム指標)を基に活動を行うこととしている。

アウトプット指標：計画の重点事項における取り組みの成果として事業者が労働者の協力の下、達成を目指す指標

アウトカム指標：事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項を定め、本計画の効果検証を行う為の指標

### 13)建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた省令改正

令和5年4月に建設アスベスト訴訟の省令改正が衛生を中心に行われている。危険有害な作業において、労働者だけでなく、同じ場所にいる労働者でない方の保護も行うことが必要となった。

今後の報告書の素案について、個人事業者の災害発生状況把握の為に報告を行う仕組みや業務上の脳心疾患や精神障害の発生報告の仕組みを検討中である。

## 第2部 「エイジフレンドリー職場を作るには」

第2部は、中央労働災害防止協会健康快適推進部長 林かおり様より、高齢者雇用の増加や加齢に伴う身体機能の低下に触れながら、エイジフレンドリーの必要性について、またガイドラインを基にしたエイジフレンドリーな職場を作る為のポイントを説明いただきました。

### 1. 高齢者人口の増加と災害防止対策の必要性

日本では人口減少に加え、高齢化が進んでおり、2040年には約3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みとなっている。労働環境においても高年齢者雇用安定法により、2021年4月より65歳までの雇用確保が義務付けられたこともあり高齢者の割合は高くなっている。

令和4年の労働災害発生状況は過去最多であり、中でも高年齢労働者が占める割合が大きくなっており、加齢に伴う身体機能の低下が関わっている。身体機能の中でも、「夜勤後の体力回復力」「平衡感覚」「薄明順応」「聴力」などは大きく低下することが明らかとなっており、機能低下の個人差も大きくなっている。高年齢労働者の優れている面(豊かな知識と経験、統率力、忍耐力、就業への高い意欲など)を活かして安全に働くことができるよう高年齢労働者向けの労働災害防止対策をしっかりと行うことが重要である。

### 2. 事業者求められる取組みと具体的な対策

2020年4月にエイジフレンドリーガイドラインとして、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを推進する為に、事業者や労働者に求められる取組み事項がまとめられたものが公表された。

事業者求められるものは、第一に組織的に活動を推進するためのトップ表明である。加えて労働者の意見を聴く機会の設置や活動を展開する為の担当者の設置などの体制づくりと職場環境改善が主である。労働者に求められるものは、自身の身体機能や健康状況を把握し、健康や体力の維持管理に努める等のいわゆる自己保健義務の全うである。両面から取組みを行うことでエイジフレンドリーな職場形成が実現可能となる。取組みを行う上で、国や関係団体の支援も様々存在する為、積極的に活用頂きたい。中でも「エイジアクション100」はPDCAサイクルを継続しやすいツールである為、活用がしやすい。

具体的な対策では、転倒に着目した対策を紹介。転倒対策を考える際には身体機能の低下等の内的要因と床の凹凸や滑りやすい床等の外的要因の両方にアプローチしていくことが必要である。歩道の明るさや段差の明示、動線確保などは有効である。また、高年齢労働者への教育として健康づくりの必要性についての理解浸透や生活習慣の改善、転倒予防のためのセルフチェックも重要である。

エイジフレンドリー職場の形成におけるポイントは、高年齢者と若年者が互いに学び合い、補い合い、安全に対する意識や技術伝承等を通して円滑な人間関係が実感でき、働きがいにつながることである。

## 第3部 「健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～」

第3部では、スポーツケア整体研究所株式会社 小沼博子様より職業性疾患として多い腰痛や肩こりの予防に関する内容と労働災害として近年増加傾向にある転倒の防止に関する内容について説明いただき、予防の方法として「骨ストレッチ」の説明と実技指導をいただきました。



中央労働災害防止協会  
健康快適推進部長



会場の様子(小沼博子氏)

腰痛や肩こり、転倒には共通の要因があり、加齢とともに筋肉量が低下していく中で筋肉を主とした体の動かし方となっていることがあげられますが、骨ストレッチは筋肉を主とした体の動かし方ではなく、関節や骨に焦点を当てた動かし方によって腰痛や肩こり、転倒予防につながることを体感いただきました。

次回は、令和6年3月6日(水)に今回同様ハイブリッド形式の開催を予定しておりますので、是非多くの方に参加いただければと存じます。

なお、第1回研修会終了後の総会において、会の名称に関する会則の変更が可決され、当協議会の名称は「東基連衛生管理者協議会」に変更となりましたので、ご報告致します。



## 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を  
伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

### 事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。



「しわ寄せ」防止  
特設サイト



# しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、  
人生を豊かにしてくれるもの。  
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは  
絶対にあってはならないことです。  
すべての人が健康で、  
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。  
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省  
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止

検索



この機会に  
一度

ご自身の労働時間を  
見つめ直してみましよう。



11月

「過労死等防止啓発月間」に  
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が  
相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消  
相談ダイヤル

☎ 0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談はっとライン」にご相談ください。

労働条件相談  
はっとライン  
(厚生労働省委託事業)

☎ 0120-811-610

月~金 17:00~22:00  
土日・祝日 9:00~21:00



厚生労働省

都道府県労働局

労働基準監督署

# 「過重労働解消キャンペーン」を実施します

併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

東京労働局 労働基準部 監督課

毎年11月は、「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととしています。

東京労働局管内においては、過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害事案)に係る労災支給決定件数は依然として増加傾向にあり、事業場に対する監督指導においても長時間労働の実態が認められています。

このため、東京労働局では、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催するほか、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進します。

## 過重労働解消キャンペーンにおける取組

### 1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合などに対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する積極的な周知・啓発等の実施について協力要請を行います。

### 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

東京労働局長が長時間労働削減に向けて積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を紹介します。

### 3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに対して監督指導を行います。

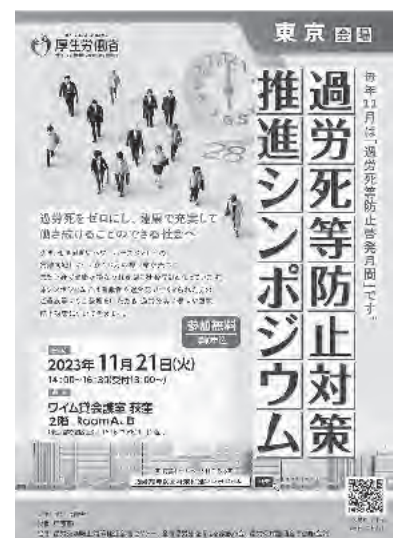
### 4 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を都内2か所で開催します

(参加無料・要事前申込)

- 東京会場 11月21日(火) 14:00~16:30  
**場所** ワイム貸会議室 荻窪 2階 Room A、B  
(杉並区上荻 1-16-16 ユアビル I 2階)
- 東京中央会場 11月8日(水) 14:00~17:00  
**場所** イイノホール(千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビルディング)



👉 詳細はこちらのQRコードからご覧ください。





過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の  
労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、  
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。  
本シンポジウムでは有識者や過労死でせくなられた方  
のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、  
防止対策について考えます。

参加無料  
事前申込

日時

2023年11月21日(火)

14:00~16:30(受付13:00~)

会場

ワйм貸会議室 荻窪  
2階 Room A、B

(東京都杉並区上荻1-16-16 ユアビル [2階])

▼特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：東京都

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

# 東京会場

## プログラム

[開会挨拶]

[東京過労死弁護団より報告]

[取り組み事例紹介]

### 「ハラスメントとジェンダーギャップ・不平等」

酒井 かをり 氏 (株式会社小学館)

[基調講演]

### 「パワーハラスメントを防止するために」

岡田 康子 氏 (株式会社クオレ・シー・キューブ 代表取締役会長)

[過労死を考える家族の会 体験談]

[質疑応答]

[閉会挨拶]

## 会場のご案内

### ワйм貸会議室 荻窪 2階 RoomA、B

(東京都杉並区上荻1-16-16 ユアビル [2階])

・JR中央線・総武線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」西口より 徒歩1~2分

## 参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

## Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

**過労死等防止対策推進シンポジウム**

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。 FAX番号 **03-6264-6445**

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

基調講演、企業の取り組み事例紹介について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではありません。

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

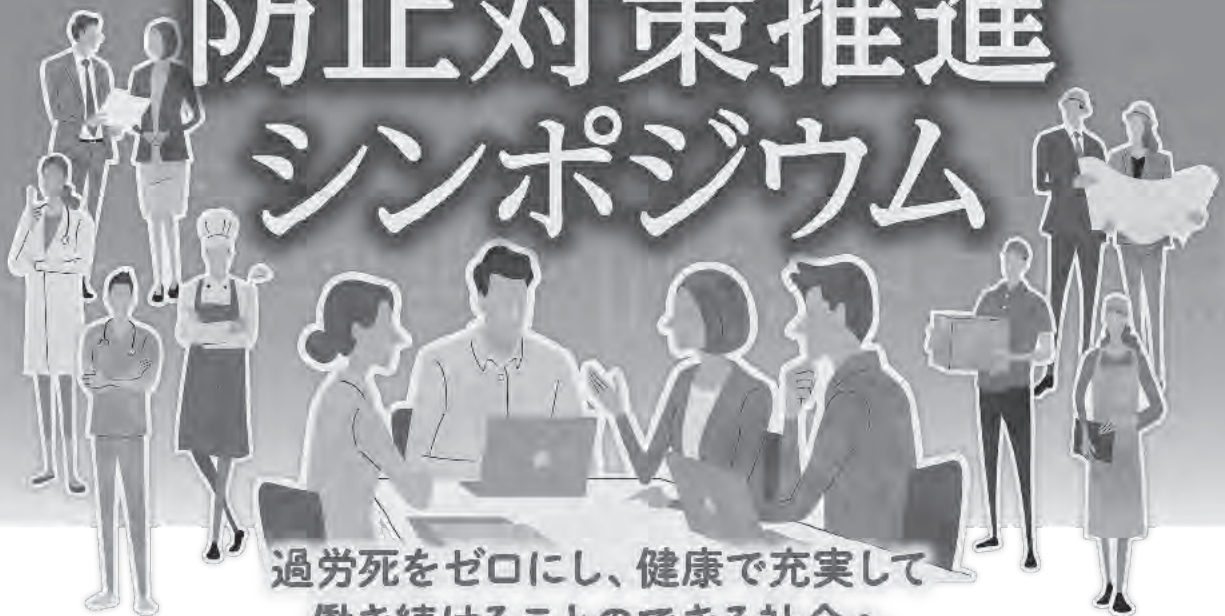
(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-087-555

E-mail: [karoushiboushisympo@p-unique.co.jp](mailto:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp)

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、  
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。  
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、  
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年11月8日(水)  
14:00~17:00 (受付13:00~)

会場

イイノホール  
(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

参加無料  
《事前申込》

▼ 特設ホームページはこちら ▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：東京都

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議



# 精神障害の労災認定基準が改正されました

東京労働局 労働基準部 労災補償課

2023年9月に、精神障害の労災認定基準が改正されました。ここでは、改正に関する3つのポイントを紹介させていただきます。

## 1. 業務による心理的負荷(ストレス)評価表が見直されました

具体的出来事が追加されるとともに、類似性の高い具体的出来事の統合等が行われました。

**追加** 顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた  
感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した

**統合** 転勤・配置転換等があった

など

心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例が拡充されました。

- パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどが明記されました。
- 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例が明記されました。

## 2. 業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲が見直されました

**変更前** 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」(特に強い心理的負荷となる出来事)がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった



**変更後** 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる

※ご本人の個体側要因(悪化前の精神障害の状況)、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討することになります。

## 3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法が見直されました

主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等が見直されたことで、調査決定までの期間を短縮できる事案の増加が期待されます。

**精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません**

認定要件

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

ご不明な点は、当課または最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

# 11月は「建設荷役車両特定自主検査 強調月間」です

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和4年度には全国で約203万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和5年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

事業場の皆様におかれましては、強調月間の趣旨をご理解いただき、次の事項を確認の上、特自検が適正に実施されますようお願い申し上げます。

なお、令和5年度のスローガンは、「ゼロ災害の意識を持って 特自検」です。

## 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

## 建設荷役車両を使用している事業者、元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標章(令和5年は緑色)の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

### 主唱

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会本部・東京都支部

### 後援

厚生労働省 経済産業省

### 協賛

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人日本建設機械工業会

一般社団法人日本産業車両協会



## 問合せ先

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会東京都支部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階

Tel 03-3511-5225 Fax 03-3511-5224 URL <http://www.kenni-tokyo.jp>



# 東京働き方改革推進支援センターのご案内

進んでいますか？「働き方改革」

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

## こんなことで悩んでいませんか？

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたいのか、分からない。

パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。



最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのか困っている。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



## 訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の  
状況把握



— STEP —

解決方法の  
ご提案



— JUMP —

提案後の  
フォローアップ



**相談は無料**

1回2時間程度、3回の  
相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

ご相談はこちらまで

## 東京働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarajikataikailaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京働き方改革推進支援センター

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-16-8  
虎ノ門石井ビル 4 階

電話

0120-232-865

E-mail

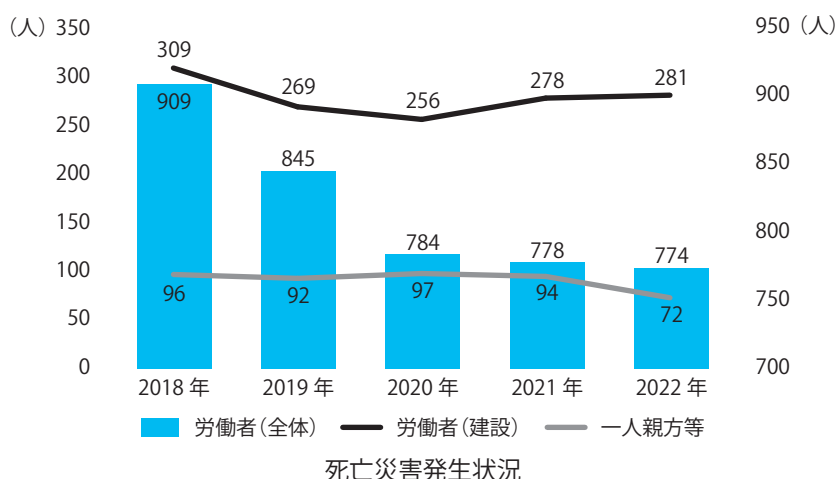
tokyo@task-work.com

ファックス

03-6206-7046



# 建設業の一人親方等に対する 安全衛生教育支援事業



2018年から2022年の5年間を平均すると1年の平均死亡者数は、

全産業の労働者………818人

建設業の労働者………279人(818人の内数)

一人親方等………90人(労働者ではないので、818人の外数)

となっています。一人親方等の死亡原因の6割が「墜落・転落災害」です。

一人親方等の災害、特に建設現場における災害を減らすため、平成29年6月9日に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この中で、「一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である」とされたことから、この支援事業が全国で実施されるようになりました。

東基連は、東京地区において公益法人全国労働基準関係協会連合会(以下「全基連」と略称する。)の指示の基、以下のことを実施しています。

## 1 建設業の一人親方等に対する『安全衛生教育研修会』の周知

労働者であれば会社による教育、訓練を受け、安全衛生に関する基本的な知識を身に付けますが、一人親方等の場合は、こうした機会がないため、十分な知識を身に付けていない可能性があります。全基連が安全衛生教育研修会【無料】を全国で約30回、実施します。当協会では、その周知を行っています。もし、知り合いの一人親方等の方がいたら、こうした安全衛生教育研修会があることをお伝えいただければと思います。



## 2 建設現場における一人親方等に対する『技術指導』の実施

全基連では、7月～令和6年1月末の期間、全国の建設現場約2,000か所を対象として、現場の技術指導の実施を行いますが、東基連も、一部の現場において、技術指導を行う予定にしています。



「建設業における一人親方等の安全及び健康の確保」に関しては、本事業の発注機関(厚生労働省)のホームページにも詳しい資料がありますので、閲覧ください。



# 「フリーランス保護法」を読み解く

フリーランス保護法、正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、今年5月に成立し、来年10月か11月に施行が予定されています。

この法律の制定に深く関わった東京大学社会科学研究所 水町勇一郎教授を招き、8月25日、プレミアムセミナーを開催しました。

以下は、その際の講演概要です。



## 1 法律ができた背景

世界的な背景と、日本的な背景があり、世界的な背景としては、ビッグデータとアプリを利用したプラットフォームワーカーが、欧米では新たなフリーランスとして新型コロナ禍で増加し社会問題となっています。

日本では、経済危機の際に正規・非正規の格差問題がクローズアップされてきました。リーマンショックの時は、非正規労働者、派遣労働者の雇止めなどが社会問題化し、その後こうした労働者に対するセーフティネットが法制化されました。

新型コロナ禍ではフリーランスで働く人々の困窮が社会問題化しました。

こうした人々のセーフティネットとして、今回、フリーランス保護法が成立しました。

## 2 法律の影響力

日本にフリーランスがどれくらいいるか？ 法律制定に際し政府が調査したところ、462万人でした。就業者に対する比率では7%です。欧米などでは12%で、2025年には19%になるだろうと言われています。リーマンショックの時に派遣切りが社会的に問題になりましたが、その時の派遣労働者は96万人、就業者に対する比率では2%に過ぎませんでした。

この法律が施行されれば、462万人のフリーランスとそのフリーランスと取引を行う事業者に影響が及ぶことになります。

## 3 フリーランス保護法の4つの特徴

### (1) フリーランスの定義

フリーランスは、法律上「特定受託事業者」「特定受託業務従事者」と2つの名称があります。事業者としてみた場合が「特定受託事業者」、人としてみた場合が「特定受託業務従事者」になりますが、同じフリーランスを指しています。フリーランスになるか否かは従業員を使用しているか否かで決まります。使用していなければ、フリーランスになります。

フリーランスと取引をする相手方、業務委託をする事業者は「特定業務委託事業者」になります。「従業員を使用していること」が要件になります。

「従業員を使用しているかないか」という客観的な要件のみがフリーランスか否かを決定します。2年前にできた「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」における定義では「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115385.pdf>



2次元コードのリンク先は、フリーランス保護法の説明用パワーポイントになっています。特に3ページ目の「本法律の趣旨・概要等」は、要領よくまとまっていますので、一度ご覧いただければと思います。

用して収入を得る者」となっており、評価を含むあいまいな言葉が用いられていましたが、それに比べると、非常に単純かつ明快になっています。

## (2)取引の適正化

3つの項目があります。これを所管するのは、公正取引委員会、中小企業庁になります。

### ①業務委託契約の明確化

業務委託をした場合は、フリーランスの方へ給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければなりません。

### ②報酬支払期日

給付を受領した日から60日以内。

### ③「優越的地位」による「下請いじめ」の禁止

成果物の受領拒否、報酬の減額、返品などの下請けいじめに類する行為の禁止

## (3)就業環境の整備

4つの項目があります。これを所管するのは厚生労働省になります。

### ①募集広告等の虚偽の表示の禁止

### ②フリーランスの方の申出に応じて育児介護等の両立に配慮した業務の委託。

### ③ハラスメント行為の相談体制の整備。

### ④中途解除日等の30日前までの予告

就業環境整備の②、④は継続的な取引が前提となっており、その期間をどのくらいにするのかは、これから制定される政令で決まります。

## 4 違反した場合

それぞれ所管する項目に従い、公正取引委員会、中小企業庁長官、厚生労働大臣は違反した事業者に対して助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令という行政措置を取ることができます。特に、命令違反及び検査拒否等に対しては、50万円以下の罰金に処される可能性があります。その際、両罰規定により法人も連座することになります。

## 5 残った問題

フリーランス保護法という画期的な法律ができたのですが、未解決の問題もあります。特に、フリーランスと労働者の線引きですが、フリーランス保護法では何も触れていません。

諸外国ではどうなっているかという、第3の概念方式と、公的推定方式が議論されて来ました。

第3の概念方式は、労働者と自営業者の間に労働者類似の第3の概念を作って、第3の概念独自の保護を与えるというものです。一時ヨーロッパではやったのですが、労働者と自営業者の線引きすら困難を要するのに、さらに概念を増やすと、物事が複雑化するだけじゃないかとの批判を浴び、現在は下火になりました。

これに変わって公的推定方式というのが議論されました。これは、裁判の立証責任に似た考え方です。例えば労働者性を示す7個の項目のうち2つが当てはまれば労働者と見做すというもので、労働者と見做された場合、労働者でないと主張する事業主が立証責任を負うことになります。

ただ、7個のうち2つが適合しているという部分は労働者が立証することになるため、最終的な結論まで労働者側の立証、使用者側の反証を経なければならず、第3の概念方式同様、物事を複雑化しているだけじゃないかという批判があります。いずれにしろ、労働者性の判断に関しては、大きな問題が残っています。



# 集中的現場指導の実施結果について

建設現場の死亡災害ゼロを目指して

東京労働局 労働基準部 監督課・安全課

東京労働局は全国安全週間における取組の一環として、6月1日から6月30日までに集中的に実施した現場指導の結果を取りまとめましたので公表します(別紙参照)。

また、指導の際に、熱中症対策等に係る現場管理者の認識について確認しました。

## 結果の概要

- 1 指導現場数 ..... 721 現場
- 2 違反があった現場数 ..... 457 現場(63.4%)
- 3 主な労働安全衛生法違反事項(違反があった現場数に占める割合)
  - (1)元請事業者の安全衛生管理面 ..... 392 現場(85.8%)
  - (2)墜落・転落防止 ..... 245 現場(53.6%)
- 4 熱中症対策において実施している事項の上位3点(複数選択式)
  - (1)「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」 ..... 459 現場(63.7%)
  - (2)「高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所  
又は日陰等の涼しい休憩場所を設置」 ..... 302 現場(41.9%)
  - (3)「暑さ指数を把握し、リスクを評価」 ..... 260 現場(36.1%)

## 今後の取組

東京労働局では、引き続き、死亡災害ゼロを目指し、建設事業者に対し、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策の徹底等の周知・指導に取り組んでまいります。

## 別紙

### 1. 法違反の状況

#### (1) 違反数および違反率

違反率は、63.4%(457現場)であり、違反があった457現場のうち、13.6%である62現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	647	12	22	40	721
法令違反現場数	422	5	10	20	457
違反率	65.2%	41.7%	45.5%	50.0%	63.4%
作業停止等命令現場数	58	0	2	2	62
法令違反現場数に対する割合	13.7%	0.0%	20.0%	10.0%	13.6%

## (2) 違反事項別の違反率等

違反事項別では、「元請事業者の安全衛生管理面」の違反率が 85.8%(392 現場)であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止」の違反率が 53.6%(245 現場)であった。

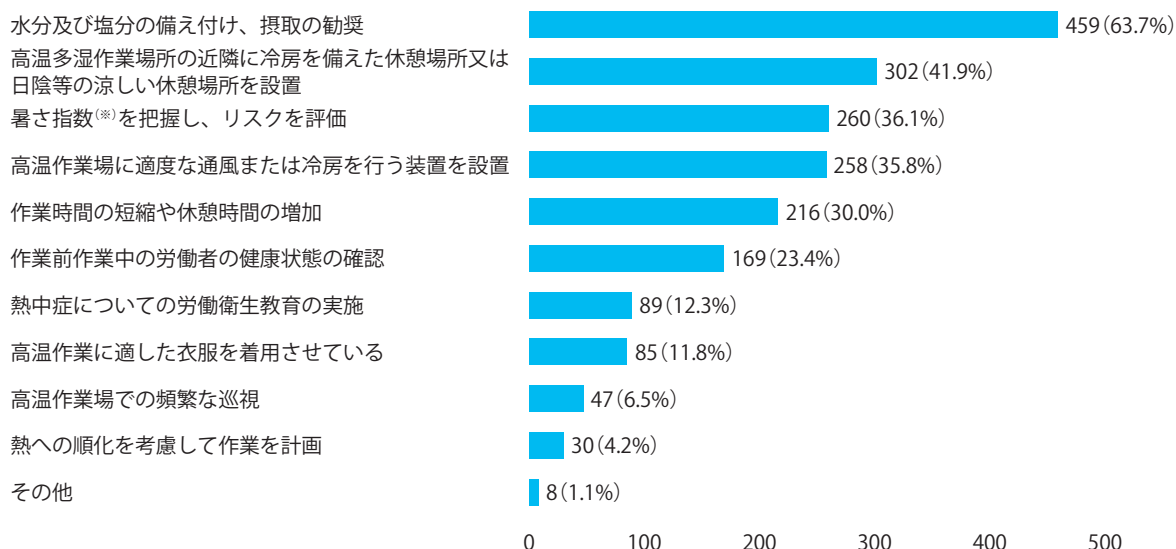
違反事項	違反現場数(全体 457 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	392 現場 (85.8%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施(安衛法第 29 条)</li> <li>下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施(安衛法第 31 条)</li> </ul>
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	245 現場 (53.6%) うち手すり・さん等がなかった現場……………108 現場	<ul style="list-style-type: none"> <li>高所作業のための作業床の未設置(安衛則第 518 条)</li> <li>足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第 563 条、第 655 条)</li> <li>高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第 519 条、第 653 条)</li> </ul>
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	67 現場 (14.7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>組立図の未作成(安衛則第 240 条)</li> <li>支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施(安衛則第 242 条)</li> <li>組立時の立入禁止措置の未実施(安衛則第 245 条)</li> </ul>
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	14 現場 (3.1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第 66 条の 2)</li> <li>移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施(クレーン則第 74 条の 2)</li> </ul>
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	19 現場 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成(安衛則第 155 条)</li> <li>転倒・転落防止措置の未実施(安衛則 157 条)</li> <li>運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施(安衛則第 158 条)</li> </ul>
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	19 現場 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研磨作業時の防じんマスクの不使用(粉じん則第 27 条)</li> </ul>

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

## 2. 現場管理者の認識についてのアンケート結果違反の状況

### (1) 熱中症対策を行っているか(複数回答)

上位を占めたのは、「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」が 459 現場(63.7%)、次いで「高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設置」が 302 現場(41.9%)、「暑さ指数を把握し、リスクを評価」が 260 現場(36.1%)であった。

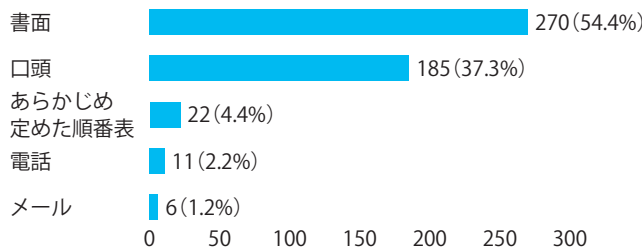


(※暑さ指数：熱中症を予防することを目的とした指数。①湿度、②日射など周辺の熱環境、③気温により求める)

(2) 足場の点検者を指名している現場において、指名の方法(複数回答)

点検者の指名方法について 496 現場から回答のうち、上位を占めたのは、「書面」が 270 現場(54.4%)、次いで「口頭」が 185 現場(37.3%)であった。

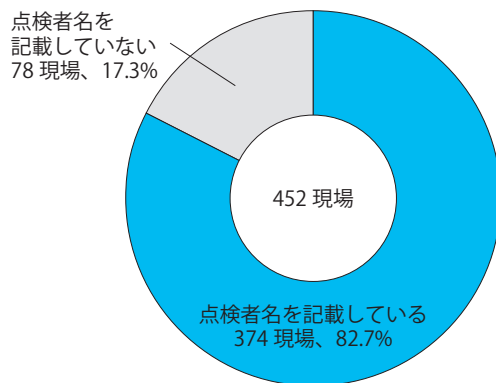
なお、足場の点検については、点検者をあらかじめ指名する必要があります(足場からの墜落防止措置の強化：令和 5 年 10 月 1 日施行)。



(3) 足場の点検表を作成している現場において、点検者名を記載している現場(複数回答)

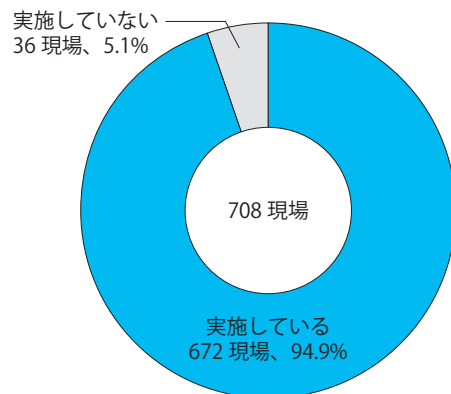
足場の点検表を作成している 452 現場のうち、点検者名を記載している現場は 374 現場(82.7%)であった。

なお、足場の点検は、足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検時に点検者の氏名を記録・保存することが必要です(足場からの墜落防止措置の強化：令和 5 年 10 月 1 日施行)。



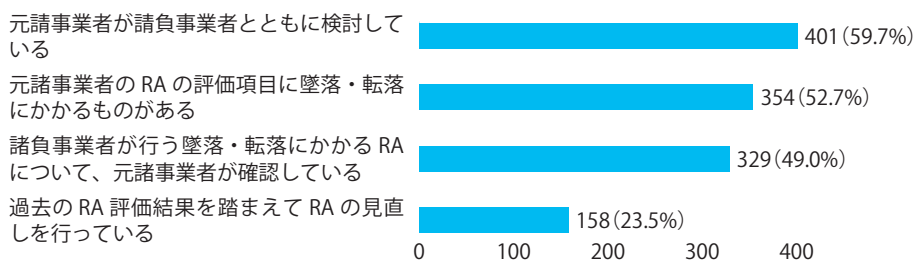
(4) リスクアセスメント(以下「RA」という。)の実施状況

9 割以上の建設現場で、RA を実施していた。



(5) RA を実施していた場合に、元請事業者はどのように実施していたか(複数回答)

「元請事業者が請負事業者とともに検討している」が 401 現場(59.7%)、「元請事業者の RA の評価項目に墜落・転落にかかるものがある」が 354 現場(52.7%)、「請負人事業者が行う墜落・転落にかかる RA について、元請事業者が確認している」が 329 現場(49.0%)であった。



東京労働局 HP 特設ページ開設！

# 取れる！育児休業

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

3分でわかる！ 育児休業解説動画を12本作りました（※1動画につき3分程度です）

子どもできた！仕事どうしよう…？職場に何て言おう…？

管理職研修（20分程度）にも使えます！

東京労働局 HP 「取れる！育児休業」特設ページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/kyoku\\_oshirase/\\_120743/toreru\\_ikukyu\\_20231019.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/toreru_ikukyu_20231019.html)



スマホなどで  
いつでもどこでも見られる  
「3分でわかる！育児休業」  
シリーズを作成しました！

今まさに悩んでいる労働者の方、人事労務担当の方、管理職の方など、さまざまなニーズにお応えできるように、オススの組み合わせを作成しました





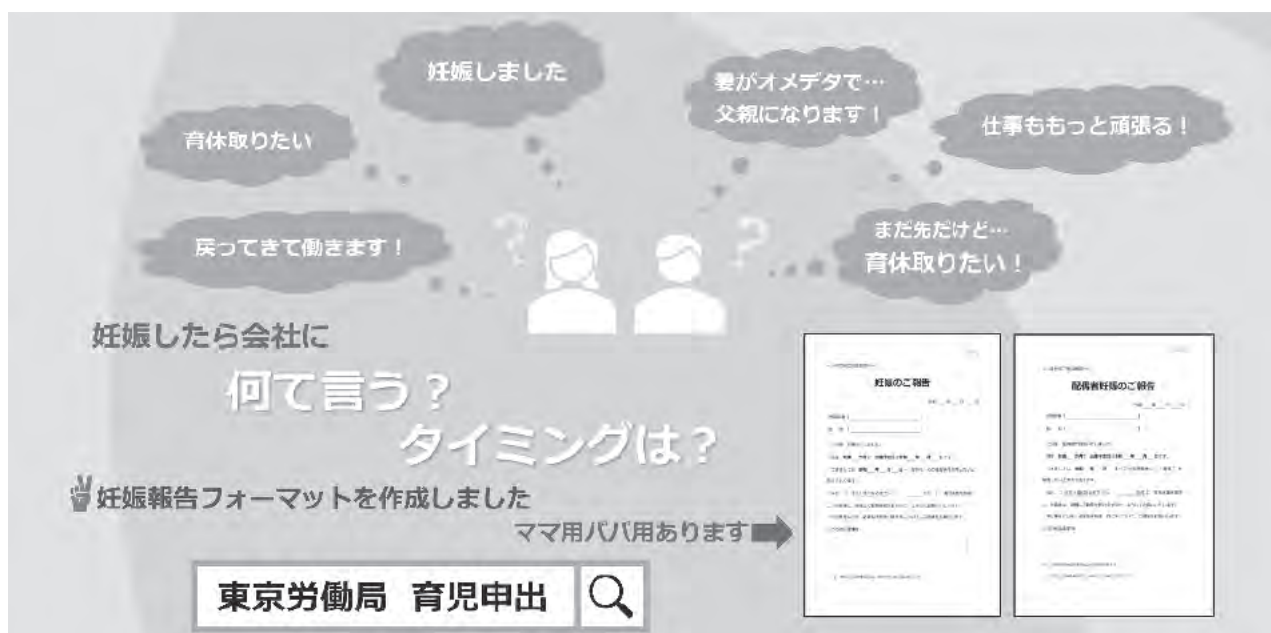
みなさまのさまざまなニーズにお応えします！

何を見ればいいかわからない…12本はちょっと多いな…

そんなあなたに！ とりあえずこれを見れば大丈夫！



「育休取ります！」って言い出しづらい…？



お問合せ

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話番号 03-3512-1611

住 所 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 14F

# 休憩室

BREAK  TIME

## 日常に季節感を 心掛けています

勤めていれば、年度、人事異動、夏休み、健康診断、年末年始など会社の年中行事で季節を感じ、また、個人的には家族や友人、グループの季節を特定した旅行や忘年会などの懇親会で季節を感じます。

1年のうちには、季節による行事があり、その時期になれば、テレビで紹介されたりスーパーやコンビニに品物が並び、意識せずともそれを感じることができます。自分自身としてはすべての行事に必ず対応することはなく、時間や機会の有無で適当に思いつくままに季節を感じることを心掛けています。

年間の行事にあわせて行動や食べものを自分なりに決めています。

冬の行事では、冬至(ゆず湯=銭湯)、クリスマス(ローストチキン)、大晦日(年越しそば)、初詣、七福神巡り(毎年別の七福神を徒歩で)、節分(福豆といわし)、桃の節句(ひなあられ)などを決めています。

春の行事では、お彼岸のお墓参り、花見、端午の節句(柏餅、菖蒲湯=銭湯)などを決めています。

夏の行事では、お盆(自宅に住職を依頼)、七夕まつり、花火大会、盆踊り、祭礼の神輿や山車などがありますが、今までは見物のため出かけていましたが、最近は見物客が多く思うように見物できないので、遠くから見るかテレビで済ましています。

秋の行事では、お彼岸のお墓参り、月見、紅葉、酉の市(くまで)などを決めています。

また、季節による食べ物では、初物もありその時期に1度でも食べれば完結です。

冬の食べ物では、おせちと雑煮、鍋焼きうどん、鍋ものなどを決めています。

春の食べ物では、フキノトウやたらの芽や山ウドなどの山菜を決めています。スーパーではその時期に山菜の天ぷらが並びます。

夏の食べ物では、土用丑の日のうなぎ、冷麦、そうめん、あゆ、すいかやなしの果物などを決めています。

秋の食べ物では、さんま、松茸(ファミレスの期間限定)、栗、ぶどうや柿の果物などを決めています。

自然に目を向ければ、生物では夏のほたる、せみ、秋のコオロギの鳴き声などで季節を感じます。

植物では、春のうめ、さくら、菜の花、しょうぶ、夏のひまわり、さるすべり、秋の彼岸花、コスモス、萩、紅葉などで季節を感じます。

個人の生活では、親族や大切な人の誕生日や記念日があり、そのための会食、また、命日に対応したお墓参りや法要などがあります。

毎年季節や時期を決めて温泉やおいしい料理を目当てに旅行をするのも季節を感じます。

忘年会や新年会も会社、友人、グループで開催されています。

11月は酉の市があり、今年は11日と23日の二の酉までありますので、浅草・鷲神社で昨年購入し、1年間家に飾っていた「かつこみ熊手」を納めて、新しい熊手を買って1年間家に飾ります。酉の市は、お参りするのに並ばなければなりません。境内に入ると立派な熊手を飾り販売している店があり、その熊手にタレントや会社など購入者の名前の名札が貼ってあります。景気の良い声と三三七拍子の手締め音も聞けます。今年も天気によりますが、どちらの日にも何時と決めていませんが必ず行きます。

K. T

# 行政の窓から

その510

## 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

働きがいのそばには労働保険。

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

### 一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続が必要です

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、集中的な未手続事業場の一掃活動を展開しています。東京労働局においても、労働保険は政府が管掌する強制保険であることを周知するとともに、保険制度の内容や趣旨について理解を深めていただくことで加入手続の推進を図るほか、事業主だけでなく労働者に対しても訴えかけ、短時間労働者であっても加入対象になることや、自分の職場が労働保険に加入しているか等について関心を持ってもらうための広報活動を展開しています。

**働きがいのそばには労働保険。**

**労働保険**  雇ったら、入る。労働者を守る。  
 正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続を行う義務があります。

労災保険 + 雇用保険

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利  
 詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
 厚生労働省ホームページ | <https://www.mhlw.go.jp> | 労働保険 特設サイト | QRコード

# 被災者が無人暴走したトラックと 塀の間に挟まれたもの

業種 陸上貨物取扱業

職種 運転手

## 災害発生状況

トラック(MT車)で納品先の会社を訪れていた被災者が、トラックのエンジンを止めず、かつサイドブレーキも確実にかけないまま傾斜地に車を停めた後、被災者が車外に出たところ、トラックが前方に無人暴走し、被災者がトラック車体側面と納品先の敷地境界の塀との間に挟まれ、死亡したもの。

被災者が車外に出たとき、サイドブレーキは浅く2、3回のノッチ音しかかかっておらず、エンジンはかけたまま、ニュートラルギアになっていた。

駐車場所や荷の積み降ろし口、納品箇所を定める業務指示書は存在したが、当該配送先においては傾斜地付近を駐車場所として指定していた。

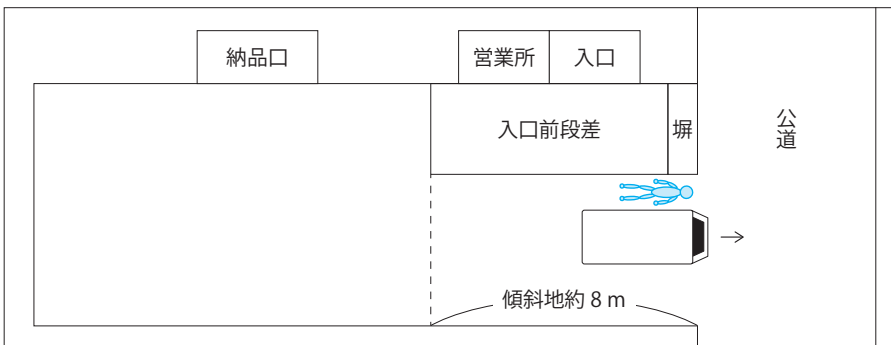
なお、被災者の事業場では、車から離れる場合のエンジン停止について、騒音や排気ガス等の環境面の問題もあり、繰り返し労働者にレクチャーが行われていた。

## 災害発生原因

- 被災者が運転位置を離れるにあたり、サイドブレーキを確実にかけておらず、ニュートラルギアのまま、車止めも使用していなかったこと。
- 被災者がエンジンをかけた状態のままトラックから降りたこと。
- 当該配送先について、トラックを傾斜地付近に駐車する旨、業務指示書に記載があったため、傾斜地に駐停車したこと。
- 業務指示書の内容を踏まえたリスクアセスメントが実施されていなかったこと。
- 運転位置を離れる際の措置について、労働者教育自体は行われていたものの、遵守されていなかったこと。

## 災害防止対策

- トラックから降車する場合は、サイドブレーキを確実にかけ、ギアロックを行い、車止めを使用すること。
- トラックから降車する場合は、エンジンを停止すること。
- 業務指示書で指定している駐車場所について、安全を考慮した場所であるか確認の上、記載すること。
- 業務指示書の内容を踏まえたリスクアセスメントを実施すること。
- リスクアセスメントの結果を踏まえて労働者教育を行うとともに、基本的な事項が遵守されるよう事業者から労働者に繰り返し指導すること。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

# 令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

30 人

前年同期

32 人

## ●令和 5 年 死亡災害発生状況(9 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	2	-1
建設業	12	17	-5
土木工事業	3	2	1
建築工事業	8	9	-1
木造家屋建築工事業	0	2	-2
その他の建設業	1	6	-5
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	2	2	0
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	5	1	4
小売業	1	0	1
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	4	-4
ビルメン業	0	2	-2
その他の三次産業	8	4	4
金融業	0	0	0
警備業	5	3	2
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	0	1	-1
全産業合計	30	32	-2

(注1)左段は本年9月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和 5 年 死傷災害発生状況(9 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	445	397	12.1
建設業	722	681	6.0
土木工事業	124	114	8.8
建築工事業	468	427	9.6
木造家屋建築工事業	30	27	11.1
その他の建設業	130	140	-7.1
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	736	700	5.1
ハイヤー・タクシー業	274	298	-8.1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	278	193	44.0
商業	1278	1306	-2.1
小売業	923	973	-5.1
保健衛生業	1027	922	11.4
社会福祉施設	798	706	13.0
接客娯楽業	684	588	16.3
飲食店	519	470	10.4
清掃と畜業	591	600	-1.5
ビルメン業	386	396	-2.5
その他の三次産業	1132	1054	7.4
金融業	65	63	3.2
警備業	248	250	-0.8
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	47	45	4.4
全産業合計	7214	6784	6.3

(注1)左段は本年9月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※  
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## 2023 年度法定講習等についての注意事項

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは31~32ページの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連ホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 「中央支部」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信も行います。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による熱中症予防教育セミナーは、東京都東職業能力開発センターで行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の会場無記載講習会場は、東基連たま研修センター：立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階です。
- 多摩地区支部の講習の実技については、「昭島」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

### 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。

紙面の都合上、今月は、「桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」」及び「桃樹のちょこっと用語」はお休みします。

## 編集後記

先日、卒業45周年を記念する高校の同窓会が母校で開催された。5年毎の旧友たちとの出会い。前回との大きな違いに驚いた。それは、肥満体型仲間の激減。私と同様のお腹ポッコリは僅か2名に。悪友たちは、内科医を務める同期生の前に私を連れて行きアドバイスをと。「皆、どうして痩せたのだろう」と訝る私。彼は「小太郎は大病をしていないだろう」と一言。確かにここまで、大きな病気を患ったことはない。彼は言葉を重ねた。「みんなは、大病を経験したんだよ。病と向き合い、真剣に体調管理に努めてきた。その結果だよ」と。

人生において、年齢に関係なく病気は襲ってくる。厚生労働省は「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン」で、主治医や産業医等の意見を勘案し、配置転換、作業時間の短縮、その他の必要な措置を講じ、就業の機会を失わせないよう留意することを事業者に求めている。更に入院等による休業を要しない場合、要する場合について、「両立支援プラン」の策定等、それぞれ配慮すべき事項を示している。

「幸福の第1条件は健康である」と。その上で「病気になることが不幸なのではなく、病苦に負けてしまうことが不幸なのである」とも。病苦に負けぬ為に、職場を始め周囲の人々の配慮と励ましが支えとなる。寄り添われ、励まされることによって、人は立ち上がることができるのだから。

今回の同窓会。欠席者からのメッセージも読み上げられた。その中で幾人ものメンバーが、闘病中であること、入院加療中であることを明かし、病を克服し5年後の集いに参加することを約した。今、彼らの快復と皆の健康を真剣に祈っている。

さて、このお腹ポッコリをシュッ!とした体型に変え、5年後には旧友たちをあっと言わせるミッションを開始しよう。いや、開始する!

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	11月	12月	令和6年1月	令和6年2月	
特別教育	自由研削砥石	センター 学科・実技	1日	17(金)	4(月)	22(月)	21(水)
		立川支部 学科・実技	1日				
	動力プレス機械金型調整等	多摩各支部 学科	1日				
	アーク溶接	センター 学科	2日	1(水)~2(木)	27(月)~28(火)	9(火)~10(水)	31(水)~2/1(木)
		センター 実技	1日	6(月)	29(水)	11(木)	2/2(金)
	立川支部	学科	2日				
		実技	1日				
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日	15(水)~16(木)	20(水)~21(木)	22(月)~23(火)	19(月)~20(火)
	低圧電気	センター 学科	1日	6(月)	11(月)	15(月)	13(火)
		センター 実技	1日	7(火)/8(水)/9(木)	12(火)/13(水)/14(木)	16(火)/17(水)/18(木)	14(水)/15(木)/16(金)
	高所作業車(10m未満)	センター 学科・実技	1日		19(火)		15(木)
	クレーン	立川支部 学科	1日	18(土)			17(土)
		立川支部 実技	1日	26(日)昭島			25(日)昭島
	第2種酸素欠乏	中央支部 学科	1日				
粉じん	センター 学科	1日	30(木)		26(金)		
ダイオキシン	センター 学科	1日			9(火)		
フルハーネス	多摩各支部 学科・実技	1日			23(火)		
講習会名	申込受付	科目	11月	12月	令和6年1月	令和6年2月	
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日	27(月)~30(木)		22(月)~25(木)	
		中央支部 学科	3日		6(水)~8(金)		
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日	27(月)~29(水)		22(月)~24(水)	
		中央支部 学科	2日		6(水)~7(木)		
	衛生(特例)	センター 学科	2日	29(水)~30(木)		24(水)~25(木)	
		中央支部 学科	1日		8(金)		
衛生管理者	立川支部 学科	2日					
X線	センター 学科	2日				28(水)~29(木)	
講習会名	申込受付	科目	11月	12月	令和6年1月	令和6年2月	
その他	総括安全衛生管理者	中央支部 学科	1日				
	安全管理者選任時研修	センター 学科	2日	13(月)~14(火)	7(木)~8(金)	15(月)~16(火)	21(水)~22(木)
		中央支部 学科	2日	6(月)~7(火)		25(木)~26(金)	
		多摩各支部 学科	1日				
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日				
	安全衛生推進者	センター 学科	2日	8(水)~9(木)	5(火)~6(水)	9(火)~10(水)	8(木)~9(金)
		中央支部 学科	2日	14(火)~15(水)		18(木)~19(金)	
		多摩各支部 学科	2日	14(火)~15(水)			
	衛生推進者	センター 学科	1日	22(水)	1(金)	25(木)	13(火)
		中央支部 学科	1日		12(火)		6(火)
		多摩各支部 学科	1日			24(水)	
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日				
		上野・王子・足立荒川 学科	半日				
		亀戸・江戸川 学科	1日				
		多摩各支部 学科	半日				
	職長教育	センター 学科	2日		18(月)~19(火)	15(月)~16(火)	19(月)~20(火)
職長・安全衛生責任者	多摩各支部 学科	2日				20(火)~21(水)	
リスクアセス	中央支部 学科	1日					
携帯用丸のご盤	センター 学科・実技	1日	14(火)		29(月)		
KYT	センター 学科	1日	6(月)	4(月)	30(火)	14(水)	
	上野・王子・足立荒川 学科	1日					
	亀戸・江戸川 学科	半日					
化学物質管理者講習	センター 学科	2日	15(水)~16(木)	25(月)~26(火)		1(木)~2(金)	
	中央支部 学科	2日・1日	16(木)	25(月)	12(金)~15(月)		
	たま研修センター 学科	2日・1日		<del>18(月)</del>	12(金)		

講習会名	申込受付	科目	11月	12月	令和6年1月	令和6年2月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日 13(月)～14(火)		30(火)～31(水)	
		試験	1日 22(水)		2/5(月)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日		29(月)	
		試験	1日		2/5(月)	
床上操作式クレーン	センター	学科	2日		11(月)～12(火)	
		実技	1日		13(水)／14(木)／15(金)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		11(木)～12(金)	
		実技	1日		15(月)／16(火)／17(水)	
ガス溶接	センター	学科	1日 20(月)		24(水)	
		実技	1日 21(火)		25(木)	
	立川支部	学科	1日		5(月) 28(水)	
		実技	1日		6(火) 29(木)	
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日 1(水)		17(水)	
		実技	1日 8(水)		23(火)	
	立川支部	学科	1日 25(土)		27(土)	
		実技	1日 12/2(土)		2/3(土)	
フォークリフト(15時間)	立川支部	学科	2日		26(金)～27(土)	
		実技	1日		2/3(土)	
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日 <del>1(水)</del> 27(月)		17(水) 31(水)	
		実技	平日 <del>2(木)6(月)7(火)</del> 28(火)～30(木)		18(木)19(金)22(月)	
		3日	<del>土 4(土)5(日)11(土)</del>		2/1(木)2(金)5(月)	
	多摩各支部	学科	1日 7(火)		2/3(土)4(日)10(土)	
		実技	昭島 12(日)19(日)26(日)		27(火)	
	立川支部	学科	1日 25(土)		11(日)18(日)25(日)	
実技		3日 26(日)12/2(土)3(日)		24(土)		
フォークリフト(35時間)	立川支部	学科	2日		26(金)～27(土)	
		実技	3日		28(日)2/3(土)2/4(日)	
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日 20(月)		26(金)	
		実技	1日 21(火)／22(水)／24(金)		29(月)／30(火)／31(水)	
玉掛け	センター	学科	2日 13(月)～14(火)		22(月)～23(火)	
		実技	1日 15(水)／16(木)／17(金)		19(月)～20(火)	
	立川支部	学科	2日		24(水)／25(木)／26(金)	
		実技	1日		21(水)／22(木)／26(月)	
八王子支部	学科	2日		20(土)～21(日)		
	実技	1日		28(日)昭島		
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	青梅支部	学科	2日			
		実技	1日			
クレーン(希望者)	多摩各支部	学科	2日			
		実技	1日 5(日)日野日野			
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日		19(月)～20(火)	
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日 1(水)～2(木)		9(火)～10(水)	
		実技	20(月)～21(火)		1(木)～2(金)	
	中央支部	学科	2日		18(月)～19(火)	
鉛	多摩各支部	学科	2日		22(月)～23(火)	
		実技	1日		14(木)～15(金)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日		8(木)～9(金)	
		実技	1日		26(月)～27(火)	
	中央支部	学科	2日		16(火)～17(水)	
		実技	1日		6(火)～7(水)	
多摩各支部	学科	2日		18(木)／19(金)		
	実技	1日		8(木)／9(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日		27(火)～28(水)	
		実技	1日		29(木)	
	中央支部	学科	2日		10(水)～11(木)	
		実技	1日		21(水)～22(木)	
多摩各支部	学科	2日		24(水)～25(木)		
	実技	1日		31(水)～2/1(木)		
石綿	センター	学科	2日		15(木)～16(金)	
		実技	1日		11(木)～12(金)	
	中央支部	学科	2日		14(水)～15(木)	
		実技	1日		21(水)～22(木)	
多摩各支部	学科	2日		29(月)～30(火)		
	実技	1日		26(月)～27(火)		